

= 犬の飼い主の皆様への注意喚起 =

「うちの子(犬)は噛まない!大丈夫!」と思ってリードをつけずに散歩させていませんか?

ご機嫌がわるい場合は、大丈夫と思っていた子(犬)でも、飼い主のコントロールが効かない時もあります。

(実際に起こった事件の一例)

- ・バン十公園内で大型犬が小型犬を噛む
- ・白保地区内で登校中の児童をリードをつけていない飼い犬が襲う

など警察が介入する事件も起こっています。

◎ 市民のなかには動物が苦手な方もいらっしゃいますことをご理解下さい。 そもそも

★犬の放し飼いは条例違反です★

石垣市犬取締条例の第3条第1項第1号で飼い主の義務として、飼い犬は常時けい留(繋いでおく)しなければならない。規定に違反した場合は**2万円以下の罰金**に処せられます。また、違反した場合は第4条では市長が、その飼い主に対して被害の防止などの必要な措置を命ずることができることとなっており、措置命令を守っていただけない場合は**3万円以下の罰金**に処せられます。